

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、県内の住宅用太陽光発電設備等の設置に係る初期費用が不要なサービス（以下「0円ソーラー」という。）の提供に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に定める住宅をいう。

(2) 電力販売

太陽光発電設備の所有者である発電事業者が、住宅に太陽光発電設備を当該発電事業者の費用により設置し、当該太陽光発電設備から発電された電気を当該住宅所有者等に販売するものをいう。

(3) リース

契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

(4) 屋根借り

太陽光発電設備の所有者である発電事業者が、住宅所有者から太陽光発電事業用として当該住宅の屋根を一定期間借り受けた上で太陽光発電設備を当該発電事業者の費用により設置し、当該住宅等所有者に対し当該屋根の使用料を支払うものをいう。

(5) 割賦販売

購入者から商品若しくは権利の代金を、又は役務の提供を受ける者から役務の対価を分割して受領すること（購入者又は役務の提供を受ける者をして販売業者又は役務の提供の事業を営む者の指定する銀行その他預金の受入れを業とする者に対し、分割して預金させた後、その預金のうちから商品若しくは権利の代金又は役務の対価を受領することを含む。）を条件として商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供することをいう。

(6) 0円ソーラー

住宅所有者が負担する初期費用が不要である電力販売、リースにより太陽光発電設備を設置するサービス（太陽光発電設備の販売（割賦販売を含む。）及び屋根借りに係るものを除く。）で、契約終了後に太陽光発電設備が住宅所有者に原則として無償譲渡されるものをいう。

(7) 蓄電システム等

太陽光発電設備で発電した電力を効果的に利用する蓄電システム並びに太陽光発電

設備で発電された電力及び蓄電システムに充電された電力を停電時に利用するための設備をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業は、かながわソーラーバンクシステムに登録された別表1に掲げる住宅用0円ソーラーにより、太陽光発電設備、また、必要に応じて、蓄電システム等（以下「補助対象設備」という。）を県内に設置し、設置する補助対象設備ごとに次の各号に掲げる要件を満たす事業（以下「補助事業」という。）とする。

(1) 太陽光発電設備

ア かながわソーラーバンクシステムに登録した日から補助事業を実施する年度の3月末日までに住宅所有者（補助対象設備を設置する部分が住宅に係る区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）の全員の共有に属する場合にあっては、当該住宅に係る同法第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人）と0円ソーラーを提供する事業者との間で0円ソーラーに係る契約が締結され、設置工事が行われるもの

イ 太陽光発電設備に係る設備費及び設置工事費の合計額の発電出力（太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、発電出力に小数点第3位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下同じ。）の1kW当たりの単価が275,000円未満であるもの

ウ 補助事業で設置する太陽光発電設備が、知事が別に定める要件を満たしていること。

(2) 蓄電システム等

ア 0円ソーラーで設置する太陽光発電設備と併せて設置するものであること。

イ 住宅所有者が負担する初期費用が不要であるリース等によって蓄電システム等が設置されること。

ウ 補助事業を実施する施設において、新たに0円ソーラーで設置する太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を、補助事業で設置する蓄電システムに充電するとともに充電した電力を当該施設で消費することが可能であること。

エ 補助事業で設置する蓄電システムの設備が、知事が別に定める要件を満たしていること。

オ 補助事業で設置する蓄電システム等の機能が、知事が別に定める要件を満たしていること。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を実施する者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者（以下「補助事業者」という。）とする。

(1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

ア 法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。）

イ 青色申告を行っている個人事業者

(2) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

- (3) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (4) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (5) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (6) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (7) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (8) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (10) 補助対象設備の設置場所と同一の所在地において、申請年度に本補助金及びかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱に基づく補助金（第3条第1項第5号の補助事業を除く。）の交付決定を受けていないこと（予定も含む。）。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象とする経費は、補助事業に要する経費であつて、別表2に定めるものとする。

2 前項の経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。

- (1) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち補助対象経費に係る補助額
- (2) 消費税及び地方消費税相当額

（補助額の算出方法等）

第6条 補助額は、別表3に定める方法で算出するものとする。

2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（申請時の提出書類等）

第7条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に別表4に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつた場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知

を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(補助事業の実施)

第10条 補助事業者は、第8条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手は、補助対象設備の設置工事の着工日とする。ただし、0円ソーラーを活用し、補助対象設備を新たに設置する建売住宅の場合には、補助事業の着手は、新たな住宅所有者が引渡しを受け、当該住宅を取得する日とする。

2 補助事業は当該事業に着手した年度の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業完了の日は、補助対象設備の設置工事が完了した日又は補助事業者が請負業者等に対して補助事業の実施に係る全ての代金の支払を完了した日のいずれか遅い日とする。ただし、0円ソーラーを活用し、補助対象設備を新たに設置する建売住宅の場合には、補助事業完了の日は、新たな住宅所有者が引渡しを受け、当該住宅を取得する日又は補助事業者が請負業者等に対して補助事業の実施に係る全ての代金の支払を完了した日のいずれか遅い日とする。

(交付の条件)

第11条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象設備の仕様等を変更する場合で、設備の種類ごとの補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請)

第12条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金変更交付承認申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、変更が適当であると認めたときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金変更交付承認通知書(第5号様式)により、適当であると認めなかったときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金変更交付不承認通知書(第6号様式)により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第8条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

3 前条第2号の規定に基づく知事の承認を得ようとする場合は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金中止・廃止承認申請書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した

上で、中止又は廃止が適当であると認めるときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金中止・廃止承認通知書（第8号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金中止・廃止不承認通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（状況報告及び調査）

第13条 規則第10条の規定による状況報告は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金事業実施状況報告書（第10号様式）により、補助事業を実施する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第16条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

（決定の取消し）

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。

（補助金の返還）

第15条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（実績報告）

第16条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金実績報告書（第11号様式）に別表5に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要と認められるときは補助事業者に対して補

助事業に関し報告を求め、補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。

- 4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第 17 条 規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第 8 条又は第 12 条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付額確定通知書（第 12 号様式）により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第 8 条又は第 12 条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第 2 号及び第 3 号の規定により知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
太陽光発電設備	17年
蓄電システム等	6年

- 2 前項の処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を処分又は使用者から引き上げるとき（以下「処分等」という。）は、処分等を行う時点での財産所有者が、あらかじめ神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金財産処分等承認申請書（第13号様式）を知事に申請し、承認を受けなければならない。ただし、0円ソーラーの契約終了後に補助事業者から住宅所有者に所有権が移転することについてはこの限りではない。
- 3 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、処分等が適当であると認めるときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金財産処分等承認通知書（第 14 号様式）により、処分等が適当であると認めなかったときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金財産処分等不承認通知書（第 15 号様式）により、通知する。
- 4 知事は、前項の規定により処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 5 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(0円ソーラーの契約解除の制限)

第19条 補助事業者は、0円ソーラーの契約を解除しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を得なければならない。ただし、当該契約後5年の期間を経過した場合はこの限りではない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金契約解除承認申請書（第16号様式）を、知事に提出するものとする。

- 3 知事は、前項の規定による申請を受け、第1項の承認をしようとするときは、当該申請をした補助事業者に対し、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

(収益納付)

- 第20条 長期契約経済メリット型による太陽光発電設備の設置を行った補助事業者（以下「第20条該当事業者」という。）は、補助事業の実施により収益を得た場合は、初めて収益を得た年度の翌年度から毎年度、収益の一部を県に納付しなければならない。なお、納付すべき金額は、知事が別に定める額以上の額とする。
- 2 第20条該当事業者は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画書（第17号様式）に別表6に掲げる書類を添えて、補助事業を実施した年度の翌年度4月末日までに知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、前項の規定による計画書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、計画が適当であると認めるときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画承認通知書（第18号様式）により、適当であると認められなかったときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画不承認通知書（第19号様式）により、通知するものとする。
 - 4 第20条該当事業者は、収益納付が完了するまでの間、毎年度、収益を得た年度の納付額等について、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付状況等報告書（第20号様式）により、翌年度4月末日までに知事に報告しなければならない。
 - 5 知事は、前項の報告に基づき、内容を審査した上で、県に納付すべき金額の確定を行い、第20条該当事業者に納付すべき金額を納入通知書により通知するものとする。
 - 6 第20条該当事業者は、毎年度、5月末日までに、前項の額を県に納付しなければならない。
 - 7 納付額の累計が神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画書（第17号様式）に掲げる収益納付額の額に達した時点又は同様式に掲げる年度の最終年度の納付が終了した時点で納付は終了するものとする。
 - 8 第20条該当事業者は、自然災害の発生による発電設備の破損等の事由により発電事業に支障が生じた場合は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画変更承認申請書（第21号様式）により知事に状況を報告しなければならない。
 - 9 知事は、前項の規定による報告書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、変更が適当であると認めるときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画変更承認通知書（第22号様式）により、適当であると認められなかったときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画変更不承認通知書（第23号様式）により、通知するものとする。
 - 10 第20条該当事業者は、前項の神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画変更不承認通知書（第23号様式）により指示を受けた場合は、30日以内に指示に従う又は補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付することとし、その旨を知事に報告しなければならない。

(補助事業完了後の状況の報告)

- 第21条 知事は、補助事業完了後も、必要に応じて補助事業者から補助事業等の状況の報告を求め、又は調査することができるものとする。

(書類の整備等)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第18条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第23条 補助事業者及び住居所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

(暴力団の排除)

第24条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者及び住宅所有者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- 2 知事は、補助事業者が補助金の申請を行ったとき又は補助金の交付決定を受けた以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を知事本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 前項の規定による処分に関しては、第14条を準用する。

(アンケート調査等への協力)

第25条 補助事業者は、県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査等並びに0円ソーラー等の普及促進を図るために県が実施する取組に協力するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に

定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

別表1 住宅用0円ソーラー（第3条関係）

区分	内容
長期契約経済メリット型	設置当初から、事業者が通常販売している電気料金（住宅全体の年間分）と比較して15パーセント以上安くなることをシミュレーションで示すことができるもの（契約期間を通じて、平均で15パーセント以上安くすること。）
低容量設置可能型（電力販売）	発電出力が5kW未満の太陽光発電設備を対象とするもので、補助事業者が通常提供しているサービスの範囲外であるもの
低容量設置可能型（リース）	発電出力が5kW未満の太陽光発電設備を対象とするもので、5kWの設置と同等以上のメリット※を実現するもの ※5kW未満の設置時の自家消費及び余剰電力売電によるメリットからリース料金を差し引いた額が、5kW以上の設置時のそれと同等以上になること。

別表2 補助対象経費（第5条関係）

区分	内容
設備費	補助事業の実施に必要な補助対象設備の購入及び製造等に要する経費
設置工事費	補助事業の実施に必要な補助対象設備の設置に要する経費（設計費、工事費、諸経費）

別表3 補助額の算出方法（第6条関係）

設備・区分		内容
太陽光発電設備	長期契約経済メリット型	太陽光発電設備に係る補助対象経費の全額
	低容量設置可能型（電力販売）	太陽光発電設備に係る補助対象経費の3分の1又は発電出力に1kW当たり5万円を乗じて得た額のいずれか低い額
	低容量設置可能型（リース）	太陽光発電設備に係る補助対象経費の3分の1又は発電出力に1kW当たり5万円を乗じて得た額又は発電出力が5kWの設置と同等以上のメリットを実現するのに必要な額のいずれか低い額
蓄電システム等		蓄電システム等に係る補助対象経費の3分の1又は12万円のいずれか低い額

別表4 交付申請時に必要な書類（第7条関係）

番号	様式	書類の種類
一	交付申請書	第1号様式
二	第1号様式別紙1	設備の設備費、設置工事費
三	第1号様式別紙2	補助事業の概要
四	第1号様式別紙3	補助事業に係る蓄電システム等の概要。蓄電システム等を設置する場合のみ提出すること。
五	補助対象設備に係る仕様書	設置する補助対象設備の仕様が確認できる書類
六	0円ソーラーに係る契約書（写し）又はこれに代わるもの	住宅所有者との契約に関連するものであること。
七	補助事業に係る経費の内訳書類	契約書（写し）又はこれに代わるものに、補助事業に係る経費の額が明記されていない場合は、補助事業に係る経費の内訳を証する書類を提出すること。 契約書（写し）又は補助事業に係る経費の内訳書類において、補助対象設備の型式等が確認できるようにすること。
八	国の補助の交付決定通知書（写し）	国の補助を受ける場合のみ提出すること。 交付申請時に受領していない場合には実績報告時に提出すること。
九	その他	その他知事が必要と認める書類

別表5 実績報告時に必要な書類（第16条関係）

番号	様式	書類の種類
一	実績報告書	第11号様式
二	第11号様式別紙1	事業結果報告書
三	第11号様式別紙2	補助事業に係る蓄電システム等の結果概要。蓄電システム等を設置する場合のみ提出すること。
四	第11号様式別紙3	補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合のみ提出すること。
五	0円ソーラーに係る契約書（写し）又はこれに代わるもの	住宅所有者との契約に関連するものであること。交付申請時からの変更がある場合のみ提出すること。
六	補助金振込先の通帳等（写し）	口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されていること。補助金振込先は、補助事業者名義の口座に限る。
七	補助事業に係る支出を証する書類（写し）	補助事業に係る支出の内訳が確認できること。
八	補助対象設備の設置後の完成写真又はこれに代わるもの	設置状況及び型番が確認できること。
九	国の補助の交付決定通知書（写し）	国の補助を受け、交付申請時に提出していない場合のみ提出すること。
十	その他	その他知事が必要と認める書類

別表6 収益納付計画時に必要な書類（第20条関係）

番号	様式	書類の種類
一	収益納付計画書	第17号様式
二	第17号様式別紙1	当該年度の全補助事業概要
三	その他	その他知事が必要と認める書類